

第4回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	資料3
平成20年11月17日	

情報公表・第三者評価等について

現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項
 - 一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。)である場合にあっては、その旨
- 二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項
- 三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項
 - イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間
 - ロ 保育所の保育の方針
 - ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあっては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数
 - ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあっては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法
 - ホ その他保育所の行う事業に関する事項
- 四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項
 - 四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあっては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額
- 五 保育所への入所手続に関する事項
- 六 市町村の行う保育の実施の概況

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(1) (略)

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) (略)

(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み② (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を 都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

現行の情報公表・情報提供の仕組み③（認定こども園）

○ 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を周知する義務が課せられている。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（認定こども園に係る情報の提供等）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2（略）

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2（略）

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）

（法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項）

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

現行の情報公表・情報提供の仕組み④ (子育て支援事業)

○ 現行制度においては、市町村に対し、子育て支援事業に関する必要な情報提供の義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第六章 保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

市町村による情報提供の例①（金沢市）



金沢子育てお役立ちBOOK コンテンツ

金沢子育て夢ステーション	4
親子の遊び場、集いの場	6
金沢市教育プラザ富樫	8
妊娠・赤ちゃん	10
保育園	14
託児	24
幼稚園	34
相談	40
助成	44
グループ	48
育休・再就職	50
子どもの障害	52
ひとり親	54
子連れスポット	56
体験・参加	72
小学生	76
市子育て支援体系	79
INDEX	80

特別付録
市内MAP



保育園は、保護者の仕事や病気などのため家庭で保育することができない場合に保護者に代わって就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。金沢市には112カ所の保育所があり、その内訳は市立13カ所、私立98カ所、県立1カ所です。保育所への入所決定、保育料算定はすべて金沢市でおこなわれています。

保育所とは

管 轄	厚生労働省
目 的	日々保護者に代わって児童を保育すること
入所対象児	保護者の就業・病気などの事情により、家庭で保育することができないと認められた0歳から小学校入学前の児童
開 所 時 間	おおむね7:00～18:00まで
保 育 時 間	原則1日8時間
申 込	10月が次年度当初からの入所申込み時期。 年度途中からの申込みは、定員に余裕があれば随時受け付けます。 手続きは直接希望の保育所へ

【保育料】

▼同一世帯で2人以上入所されている場合

・第2子については、額の2分の1相当額

(第1子、第2子が共に3歳未満のとき第2子は3分の1相当額)

・第3子以降については無料になります

※幼稚園、認定こども園、金沢こども医療福祉センター、くれよんはうす、同なかよしはうすに入所・通所している場合も保育料算定対象人数に含まれます。

▼所得税と住民税の非課税世帯で、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のある世帯の場合は、申請により保育料が免除(P54参照)

▼疾病により連続して半月以上欠席した場合、減免あり

2人・3人同時入所の時は軽減制度があります
幼稚園等の施設に入園しているお子さんも対象



園こども福祉課 ☎220-2299

こどもすくすくランド

「保育園ってどんなところ?」子どもの健やかな成長、家族の大切さ、子育ての楽しさについて、市民の理解を深めることを目的に開催される年に1度のイベントです。市内の全保育園が、園紹介や子育てノウハウの情報を提供します。乳児コーナー、相談コーナー、ゲームコーナー、催し物など、親子で楽しめるイベントが盛りだくさんです。
園市社会福祉協議会保育部 ☎231-3571



保育料一覧 (参考)平成19年度金沢市の保育料は次のとおりです。



<平成19年度>

階級区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	3歳以上児 (1人につき)	3歳未満児 (1人につき)
A階級	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B階級	市民税非課税世帯	2,400円	3,500円
C1階級	市民税均等割の額のみ世帯	6,500円	9,500円
C2階級	市民税所得割課税世帯	9,400円	12,400円
D1階級	所得税の額9,000円未満の世帯	13,100円	16,200円
D2階級	所得税の額9,000円以上15,300円未満の世帯	16,600円	19,100円
D3階級	所得税の額15,300円以上45,000円未満の世帯	21,500円	23,600円
D4階級	所得税の額45,000円以上72,000円未満の世帯	23,400円	29,500円
D5階級	所得税の額72,000円以上85,500円未満の世帯	25,300円	35,100円
D6階級	所得税の額85,500円以上126,000円未満の世帯	26,100円	39,500円
D7階級	所得税の額126,000円以上180,000円未満の世帯	27,800円	42,700円
D8階級	所得税の額180,000円以上459,000円未満の世帯	27,800円	45,400円
D9階級	所得税の額459,000円以上の世帯	27,800円	46,300円

※なお、保育料は、年度によって変更されていることがあります。
詳しくは、金沢市こども福祉課までお問い合わせください。

認定こども園

保育園と幼稚園のそれぞれの制度を活かしながら、保護者が働いている、いないに関わらず就学前の子どもを受け入れて、幼児教育・保育が一体的におこなわれています。育児の相談や親子の集いの場なども提供しています。

■みやこのもりこども園

材木町13-40 (材木保育園、桜草幼稚園) ☎221-6588

【延長保育】

開所時間（7時～18時）を超えてもほとんどの保育所が1時間の延長を実施しています。22時まで預かる園もあります。保育所一覧（P19～参照）
 ④ 19時頃までおやつ代として100円、19時以降は夕食代として300円がかかります。（標準料金）

※保育所によって若干異なりますので、ご確認ください。

【乳児保育】

産後休暇明けから受け入れてもらえます。保育所一覧（P19～参照）



【年末保育】

年末も働いている保護者の方のために12月29日、30日の両日預かってもらえます。実施保育所／保育所一覧（P19～参照）
 ④ 通常保育とは別に年末保育料が必要
 ・3歳未満児 1,700円 ・3歳以上児 1,100円

【統合保育】

心身の発達に遅れを有すると思われる児童で、集団保育が適当と認められる児童を一般の児童とともに集団で預かってもらえます。実施保育所／保育所一覧（P19～参照）

【休日保育】 日曜・祝日も出勤する保護者のために児童を預かってもらえます。

※下記の園に入所している子ども対象

園名	住所	電話番号
豊育保育園	小瀬町8-23	221-0984
石川南衛生会保育所	本町1-2-16	233-1649
第一善徳園保育所	野町3-1-15	241-4030
読庫町保育園	読庫町8-22	221-6611
双葉第二保育園	香林坊2-5-24	231-3456
双葉保育園	香林坊2-5-24	231-3456
みなの第二保育園	桂町38-1	266-1711

【休日一時保育】

日曜・祝日に、保護者の病気や看護、冠婚葬祭、育児リフレッシュのため、一時的に子どもの世話が困難になった場合預かってもらえます。（P28参照）

園名	住所	電話番号
中村町保育所 子育てセンター	中村町15-7	241-9837

【一時保育】

保護者が、病気や冠婚葬祭など一時的に子どもの世話ができない場合や、育児リフレッシュするためなどで預かってもらえます。（P26参照）

【24時間保育】

看護師など、夜通し勤務している保護者を対象に子どもを預かってもらえます。1児童につき週3回以内で、17時～翌朝9時までの預かりです。月曜から金曜まで実施されています。（当日または翌日が祝日のときは除く）
 ※金沢市内の保育所に入所している子ども対象

中村町保育所	【登録料】
中村町15-7	年間を通して10名程度
☎ 241-3437	【申込】
	申請、登録後、1ヶ月単位で前月までに申し込み、空きがあれば随時入所可能。
	【利用料金】
	泊まりの場合2,000円/回 (22:00までは300円/回) (25:00までは500円/回)

【夜間保育】

夜間働いている保護者の方々のため、深夜まで預かってもらえます。

※下記の園に入所している子ども対象

野町夜間保育所	保育時間/11:00～22:00
野町3-24-32	(延長保育 9:00～11:00、 22:00～2:00)
☎ 244-6458	定員/45名
双葉第二保育園	保育時間/11:00～22:00
香林坊2-5-24	(延長保育 7:00～11:00)
☎ 231-3456	定員/30名

※一般の保育所の入所申し込み時期と方法は同じ。空きがあれば随時入所可能です。
 ④ 通常保育料とは別に延長保育料などが必要です。

【病児保育】

以下の保育園に在籍している園児の病児保育をおこないます。

・ニコニコ保育園 ・光保育園 ・極光保育園
 ※病院実施の病児一時保育（P27）とは別です。

【児童トワイライトステイ（夜間預かり）】

※18歳未満の子ども対象
 保護者の仕事が恒常的に夜間にわたり、児童の養育が困難な場合預かってもらえます。（P29参照）

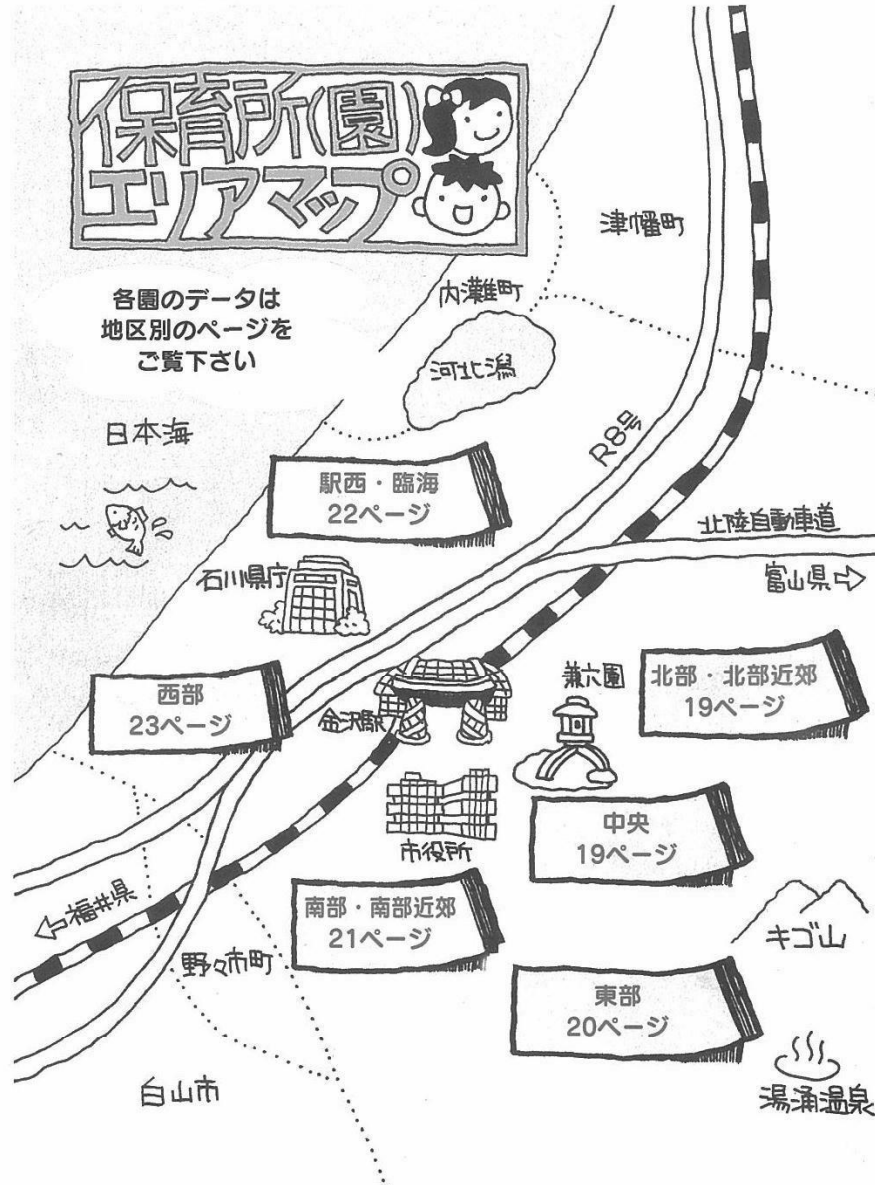
【子育て支援センター】

保育所（園）に併設され、遊び場の提供、育児相談、育児サークルへの支援、妊婦ふれあい教室などがおこなわれています。（P58参照）

【金沢子育て夢ステーション】

身近な子育ての支援拠点として市内の保育園57ヶ所が認証されています。（P4参照）





各園のデータは
地区別のページを
ご覧下さい

※保育園(園)は小学校区に関係なく選ぶことができます。
 ※記載のデータについては20年度の状況です。
 ※一時保育拠点…一時保育を重点的に実施する保育園です。(P26参照)
 ※その他…子育て支援センター、幼/幼児相談室、休/休日保育、休一/休日一時保育
 24/24時間保育、夢/金沢子育て夢ステーション、夜/夜間保育、病/病児保育

保育園(園)一覧

<金沢市中央地区>		マップ	住所	電話番号	経営	開所時間	延長時間	定員	乳児 保育	一時 保育	年末 保育	統合 保育	小学 校区	その他
石川県済生会保育園	F9-101	本町1-2-16	233-1649	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	○	中央	子、休
双葉保育園	F9-102	香林坊2-5-24	231-3456	社福	7:00~18:00	~22:00	90	2	○	○	○	○	中央	休
双葉第二保育園	F9-103	香林坊2-5-24	231-3456	社福	11:00~22:00	7:00~11:00	30	2	○	○	-	○	中央	夜、休
聖霊病院聖堂保育所	F10-104	長町1-5-30	263-5906	社福	7:00~18:00	~20:00	120	2	抛	○	○	○	中央	
長土堀保育園	F9-105	長町3-11-17	264-1900	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	抛	○	○	○	中央	
さいび園	F9-106	長土堀1-2-9	231-5460	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	-	○	○	中央	夢
永井園隣館保育所	G11-107	菊川2-8-13	231-3429	社福	7:30~18:30	~19:00	60	2	○	○	○	○	菊川町	
瓢箪町保育園	F8-108	瓢箪町8-22	221-6611	社福	7:00~18:00	~19:30	80	2	○	○	○	○	明成	休、夢
まこと保育園	G9-109	尾張町2-16-86	231-5474	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	味噌蔵町	
<金沢北部・北部近郊地区>														
八田保育所	H4-110	八田町東572	258-0333	市立	7:00~18:00	~19:00	106	2	○	○	○	○	森本	夢
まどか保育園	I5-111	南森本町又139	258-0758	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	○	○	○	○	森本	夢
まどか第二保育園	H5-112	弥勒町力112	257-1260	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	抛	○	○	○	森本	夢
双葉保育所	I6-113	吉原町ヨ1	258-0332	市立	7:00~18:00	~19:00	81	2	○	○	○	○	森本	夢
花園保育園	J3-114	岸川町に46	258-0158	市立	7:00~18:00	~19:00	70	2	○	○	○	○	花園	夢
宮野保育所	C2-115	宮野町ホ79	257-5404	市立	7:00~18:00	~19:00	40	2	○	○	○	○	三谷	夢
森山保育所	G8-116	元町1-7-7	252-0448	市立	7:00~18:00	~19:00	95	2	抛	○	○	○	森山町	幼、夢
たちばな保育園	G9-117	東山2-18-9	252-2662	社福	7:00~18:00	~19:00	45	2	○	○	○	○	森山町	夢
光保育園	G8-118	神宮寺1-11-15	252-9750	社福	7:00~18:00	~19:00	150	2	○	○	○	○	森山町	子、病
薬師谷保育所	I6-119	堅田町丙86-3	258-0721	市立	7:00~18:00	~19:00	79	2	○	○	○	○	不動寺	夢
浅野保育所	F8-120	京町3-43	252-1550	社福	7:00~18:00	~19:00	90	2	-	○	○	○	浅野町	
かみやち保育園	H7-121	神谷内町へ29	251-1250	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	抛	○	○	○	小坂	夢
小金保育園	H7-122	小坂町ケ120-4	252-6800	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	小坂	夢
東金沢保育園	G7-123	三池町145	252-7814	社福	7:00~18:00	~19:00	180	2	抛	○	○	○	小坂	夢
山王保育園	I9-124	山王町2-85	252-0135	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	○	夕日寺	夢
千坂保育園	H6-125	疋田町ハ302	258-1321	社福	7:00~18:00	~19:00	120	2	○	○	○	○	千坂	夢
馬場保育園	G9-126	東山3-29-22	252-1414	社福	7:00~18:00	~19:00	60	2	○	○	○	○	馬場	
みずほ保育園	C3-127	二俣町ハ5-1	236-1044	社福	7:00~18:00	~19:00	45	6	○	○	○	○	医王山	

一時保育 ※保育園(所)のおこなう未就園児の預かりです。

保護者が病気や冠婚葬祭など一時的に子どもの世話ができない場合や、リフレッシュをするときなどに預かってもらえます。定員や保育所の都合で当日受け入れてもらえない場合もあるので、事前に予定が決まっている場合は、早めに申し込んでおきましょう。

●各保育所(実施している保育所は保育所一覧(P19~参照))

●350円/h(標準)

※昼食・間食提供の場合、昼食代300円、間食代100円

●実施保育所、こども福祉課 電話220-2299

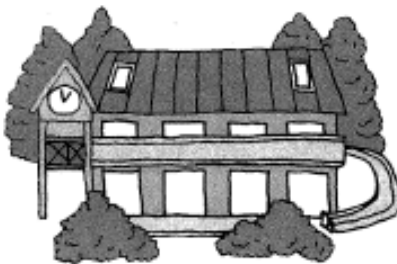


一時保育拠点保育所 (平成19年4月現在)

金石保育所	長土堀保育園
森山保育所	聖堂保育所
三黒保育所	泉が丘保育園
光が丘保育所	龍雲寺保育園
八日市保育所	わかば保育園
大浦保育園	安原保育園
東金沢保育園	梅光保育園
まどか第二保育園	若松保育園
かみやち保育園	上野保育園
真行寺むつみ苑保育所	矢木保育所
みなと第二保育園	材木保育園

※利用料金は一時保育と同じです。

希望する保育所に一時保育を受け入れてもらえなかった場合は、一時保育拠点保育所に問い合わせてください。



病児一時保育 ※病院、診療所のおこなう預りです。

子どもが病気になり、保護者が仕事などの都合で世話ができない場合に預かってもらえます。金沢市では現在5ヶ所の病院・診療所でおこなわれていますが、定員に限りがあるので、場合によってはキャンセル待ちになることもあります。病児の一時的な保育は、民間・市民グループなどでも対応しているところもあるので相談してみましょう。



名称 マップ	聖徳乳児院病児 デイサービスセンター F10-801	健生クリニック 「はっとルーム」 G12-802	城北病院病児保育室 「はっぴー」 F8-803
住所	長町1-5-30	平和町3-5-2	京町20-3
電話番号	223-2980	241-9062(直線) 241-8510(FAX)	253-0561
対象	0歳~6歳(就学前)	0歳~小学生	0歳~小学生
定員	4名	4名	4名
料金	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	2,000円/日 (食事、おやつ含む)
保育時間	月~土 8:00~18:00	月~金 8:15~18:00	月~金 8:00~18:00
休業日	日、祝祭日、 年末年始(12/30~1/3)、 8/15、12/25	土、日、祝祭日、 年末年始(12/30~1/3)、 5/1、8/15	土、日、祝祭日、 年末年始(12/30~1/3)、 5/1、8/15
●申込	●電話予約。 当日は8:00~、前日予約は 18:00まで受け付けます。(当 日が前日のみの受付)	●前日、または当日にクリ ニック外来受診時、もしくは はっとルーム直通電話にて 申し込み。	●電話予約 (8:00~18:00)

名称 マップ	横井小児科内科医院 「こりすの里」 G11-810	松田小児科医院 「ひまわりるーむ」 F10-811
住所	菊川1-10-3	片町2-13-13
電話番号	262-8551	231-0103
対象	0歳~小学生	0歳~小学生
定員	4名	子どもの月齢、状態によります
料金	2,000円/日 (食事、おやつ含む)	500円/h(日、夜間2,000円/h) ※元未満児51、一日割引あり
保育時間	月~金 9:00~17:00	月~日 8:00~18:00(虎相談)
休業日	土、日、祝祭日 および休診日	
●申込	●事前に横井小児科内科医 院の受付にある登録用紙で 登録。(初回のみ) ●前日18:00までに受診して、 電話で予約。当日も定員に 達するまでは受け付け可能。	●電話予約が必要です。感 染症児が多いときは、受入 ができないこともあります。



市町村による情報提供の例②（静岡市）

平成20年度 しずおかし 子育てハンドブック



子育てハンドブックはホームページでもご覧いただけます!!
<http://www.city.shizuoka.jp/deps/kosodate/khb-index.html>

も く じ

POLE POLE子育て	
子どもの育ちと子育てのポイント	1～6
赤ちゃんが泣いたときに	7～10
子どもを上手にほめる5つのポイント	10
子どもの病気・事故・けが	11～16
子どもの発達がちょっと気がかりなとき	17～19
絵本を介し、親子のふれあいを!	20
子連れでお出かけ～友だちつくらう～	
地域子育て支援センターってどんなところ?	21～22
つどい広場、子育てサークル	23
中央子育て支援センター（ほっと、チャイルド）	24
子育てトークに参加してみませんか	25
児童館	26
あそび・子育ておしゃべりサロン	26
保育園・幼稚園が行う子育て相談・園庭開放	26
保健福祉センターに行ってみよう	27～29
子どもを預けるとき	
保育施設の種類	30
保育園一覧	31～34
幼稚園一覧	35～40
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育室）	40
ファミリー・サポート・センターってどんなところ?	41
『活き生き子育て緊急サポート』ってなに?	42
幼稚園と保育園の一日	43～44
楽しいよ 放課後児童クラブ	45～46
知っておきたい…手当と助成制度	
児童手当	47
子ども医療費助成制度	48
幼稚園就園奨励費補助	49～50
児童扶養手当	51
交通通児等福祉手当、母子家庭等医療費助成制度	52
母子寡婦福祉資金貸付制度	52
日常生活支援、ひとり親家庭生活支援	53
子育て短期支援事業（ショートステイ）	54
子育て支援ヘルパー派遣事業	54
子育て優待カード事業	55
こんなときの相談は	56～58
かかりつけ医を見つけよう	59～67
認可外保育施設一覧	68

子育て
POLE POLE

子育て
つどい広場

子育て
ファミリー

子育て
児童扶養

子育て
ヘルパー

子連れでお出かけ～友だちつくろう～

地域子育て支援センターってどんなところ？

市内14の保育園に設置されている「地域子育て支援センター」では、お子さん連れで遊びながら、情報交換や仲間づくりをすることができるほか、子育ての不安や悩みについての相談にのってもらうこともできます。また、育児講座や保育園の季節の行事への招待などもあります。お近くのセンターをお気軽にご利用ください。

◇子育て支援センター 北安東

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月、水、金曜日 10時～11時30分

葵区北安東四丁目29-24 北安東保育園内 ☎246-1180

◇子育て支援センター 小百合

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～14時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～14時

葵区上伝馬18-28 小百合キンダーホーム内 ☎250-8101

◇子育て支援センター しずはた

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時～15時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 9時～15時

葵区依沢109 賤機保育園内 ☎294-0600

◇子育て支援センター 城東

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 10時～16時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時

葵区城東町24-1 城東保健福祉工リア2階 ☎249-3188

◇子育て支援センター 服織第二

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月、火、木曜日 10時～11時30分

葵区羽鳥172-1 服織第二保育園内 ☎278-2256

◇子育て支援センター 東豊田

電話・来園相談 毎週月曜日～金曜日 9時30分～16時
センター開放日 毎週月曜日～金曜日 10時～15時

駿河区国吉田六丁目7-29 東豊田保育園内 ☎261-6455

子どもを預けるとき

お子さんが小学生に入学するまでの間利用できる保育施設や制度には、次のようなものがあります。できるだけ見学をして、預かる時間、保育の内容、利用料や設備等を事前に十分に確認してから利用してください。

★保育施設の種類

	内 容	電話番号
保育園 (認可)	○保護者・同居の家族のお仕事や病気などの事情があるご家庭から、日中お子さんをお預かりするとともに、心身の健全な発達を図ります。 〈保育料〉各家庭の前年度の所得により決まります。 〈対象児童の年齢・保育時間〉園により異なります。(P31-34参照)	区役所の保育児童課 または保育園へ (P31-34参照)
幼稚園	○幼児が年齢に応じた楽しい遊びを通じて、総合的な学習をする教育施設です。 〈保育料・児童の年齢・就園時間〉園により異なります。(P35-40参照)	幼稚園へ (P35-40参照)
認可外保育施設	○保護者の希望に応じて保育をする施設です。保育園・幼稚園では預からない夜間や休日の保育を実施する施設もあります。 〈保育料・対象児童の年齢・保育時間〉施設により異なります。	認可外保育施設へ (P68参照)
保育園の一時保育	○保育園に通っていないお子さんを、下記のような事情があるときに、一時お預かりします。 ①保護者の週に2～3日程度の就労等 ②保護者の病気・出産・冠婚葬祭等 ③保護者の育児疲れの解消等 〈1日の利用料〉園に直接問い合わせてください 〈保育時間〉(概ね平日の8:30～16:30) 園に直接問い合わせてください	保育園へ (P31-34参照)

★保育園

詳しいことは、福祉事務所保育児童課または各保育園までお問い合わせください。
 (葵区 ☎221-1095、駿河区 ☎287-8673、清水区 ☎354-2358)

公立保育園一覧表 (葵区・駿河区)

園名	所在地	電話	対象年齢	開所時間	定員	一時
1 新富町	葵区 新富町三丁目21-2	252-2746	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	◎
2 城東	葵区 城東町34-11	245-5067	4歳~就学前	7:00~19:00	130	○
3 長沼	葵区 長沼二丁目18-31	261-1241	産休明け~就学前	7:00~19:00	140	◎
4 上土	葵区 古庄四丁目2-11	261-6044	産休明け~就学前	7:30~18:00	150	○
5 田町	葵区 田町一丁目79	252-6374	産休明け~就学前	7:00~19:00	100	○
6 服織	葵区 山崎一丁目17-11	278-9721	産休明け~就学前	7:30~18:00	120	◎
7 中裏科	葵区 大原1237	279-0002	産休明け~就学前	7:30~18:00	70	○
8 安倍口	葵区 安倍口団地3-1	296-0345	産休明け~就学前	7:30~18:00	60	◎
9 瀬名川	葵区 瀬名川一丁目21-40	262-5940	産休明け~就学前	7:00~19:00	160	○
10 服織第二	葵区 羽島172-1	278-2217	産休明け~就学前	7:00~19:00	130	○
11 安東	葵区 安東三丁目11-17	245-6227	3歳~就学前	7:00~19:00	60	○
12 八幡	駿河区 八幡二丁目15-20	285-4049	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	○
13 用宗	駿河区 用宗五丁目18-7	259-2702	産休明け~就学前	7:30~18:00	90	◎
14 東豊田	駿河区 国吉田六丁目7-29	261-6320	産休明け~就学前	7:00~19:00	145	○
15 小黒	駿河区 小黒一丁目7-6	285-3718	産休明け~就学前	7:30~18:00	90	○
16 登呂	駿河区 登呂三丁目19-1	285-8592	産休明け~就学前	7:00~19:00	155	◎
17 丸子	駿河区 丸子二丁目18-32	259-9810	産休明け~就学前	7:00~19:00	130	○
18 中田	駿河区 馬淵四丁目2-29	282-7906	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
19 中村町	駿河区 中村町94	281-9832	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
20 下川原	駿河区 下川原六丁目8-26	258-5938	産休明け~就学前	7:00~19:00	180	◎
21 富士見台	駿河区 富士見台二丁目11-44	282-6188	産休明け~就学前	7:00~19:00	160	○
22 東新田	駿河区 東新田四丁目1-40	257-0256	産休明け~就学前	7:00~19:00	190	◎
23 広野	駿河区 広野六丁目11-1	259-5135	産休明け~就学前	7:00~19:00	120	◎
24 高松	駿河区 敷地二丁目7-14	237-6740	産休明け~就学前	7:30~18:00	140	◎

★開所時間や定員は変更する場合があります。

★一時保育は安東保育園を除く全園で実施しています。「◎」の園は受け入れ人数の多い園です。(P34参照)

山間地保育園

園名	所在地	電話	対象年齢	開所時間	定員
1 大河内	葵区 平野58	293-2332	3歳~就学前	8:00~17:00	30
2 梅ヶ島	葵区 梅ヶ島544-4	269-2004	3歳~就学前	8:00~17:00	30
3 大川	葵区 坂ノ上1239-4	291-2123	3歳~就学前	8:00~17:00	30

認可外保育施設一覧表

平成19年4月1日現在

施設名	所在地	電話
〈一般〉		
私立ひばり幼稚園	葵区上土2-14-40	261-7541
ともし保育園	葵区上土1-17-95	261-3028
あおぞらキンダーガーデン	葵区北226-1	246-2213
保育所ちびっこランドかわい園	葵区上土2-17-5	208-0881
葵保育園	駿河区有東2-2-22	283-0828
リカセミナー・マイスクール	駿河区下川原2-34	256-2170
保育所ちびっこランド静岡いしだ園	駿河区石田3-16-52	288-7063
保育所ちびっこランド安倍川駅前園	駿河区みずほ4-8-4	258-6195
〈ベビーホテル〉		
たんぽぽハウス	葵区七間町5-1 303	271-9298
ひよこランド	葵区昭和町8-2 2階	274-0332
静岡市静岡中央子育て支援センター	葵区泉原町2-1-1 3階	254-2287
みんなよいこ	葵区川辺町2-3-8	270-7207
とこは保育サービスセンター	葵区川辺町2-4-13 2階	205-5200
リズムキッズランド	葵区馬場町117-1 2階	254-2687
マザーグース	葵区泉原町2-1-9	221-7388
託児園はろーはろす	駿河区曲金2-4-3	288-2666
東海ホームヘルパー	駿河区八幡4-6-19	285-5070
保育ルーム ゼリービーンズ	駿河区馬淵3-7-14 E号室	285-1027
〈幼児教育〉		
MEKイングリッシュ・プリスクール	葵区北1715-1	247-8826
(有)松清学園 子供の家	葵区双葉町3-15	252-0687

清水区

施設名	所在地	電話
〈一般〉		
ヒッポ保育園	清水区江尻台町22-24	363-1027
つくしんぼ乳児園	清水区大坪2-14-4	346-4675
南清能愛児園	清水区追分1-2-23	366-1676
たんぽぽ共同保育園	清水区山原48	366-8842
〈ベビーホテル〉		
静岡市清水中央子育て支援センター	清水区島崎町149-91 清水テルサ1階	355-3311
アイアイチルドレン	清水区興津東町1234	369-6111

※この名簿には、児童福祉法による設置の届出が完了している施設を掲載しています。

よい保育施設の選び方 十か条

- | | |
|---------------|------------------|
| 一 まずは情報収集を | 六 保育する人の様子を見て |
| 二 事前に見学を | 七 施設の様子を見て |
| 三 見た目だけで決めないで | 八 保育の方針を聞いて |
| 四 部屋の中まで入って見て | 九 預けはじめてからもチェックを |
| 五 子どもたちの様子を見て | 十 不満や疑問は率直に |

「よい保育施設の選び方十か条 (平成12年12月厚生省)」より

他の社会保障制度における情報提供制度の例①（医療）

医療機能情報の提供制度の創設

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）

改正前制度

【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
- インターネット等による広報
- ※ 医療機関側による任意の情報
- 利用者に対する医療機関内の院内掲示

等

【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

現行制度

医療機関

医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について、報告を義務化

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談、助言

住民

- 「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能
- 正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- 患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務

【「一定の情報」の例】 ※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討

- 管理・運営・サービス等に関する事項（診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応 等）
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医〔※広告可能なものに限る〕、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等）
- 医療の実績、結果に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等）

※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから順次追加予定

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1	病院の名称	※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2	病院の開設者	
3	病院の管理者	
4	病院の所在地	※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5	案内用電話番号及びファクシミリ番号	
6	診療科目	※医療法施行令第3条の2に基づく診療科目名
7	診療日(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
8	診療時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
9	病床種別及び届出・許可病床数	
(2)病院へのアクセス		
10	病院までの主な利用交通手段	※表記方法は都道府県の任意
11	病院の駐車場	有無
		駐車台数
		有料・無料の別
12	案内用ホームページアドレス	
13	案内用電子メールアドレス	
14	外来受付時間(診療科目別)	※表記方法は都道府県の任意
15	予約診療の有無	※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16	時間外対応	※別表
17	面会の日及び時間帯	
(3)院内サービス等		
18	院内処方の有無	
19	対応することができる外国語の種類	※表記方法は都道府県の任意
20	障害者に対するサービス内容	※別表
21	車椅子利用者に対するサービス内容	※別表
22	受動喫煙を防止するための措置	※別表
23	医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無
		相談員の人数
24	病院内の売店又は食堂の有無	
25	入院食の提供方法	

(4)費用負担等		
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類	※別表
27	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
		「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額
28	治験の実施の有無及び契約件数	報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29	クレジットカードによる料金の支払いの可否	
30	先進医療の実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
31	専門医の種類及び人数	※別表
32	保有する施設設備	※別表
33	併設している介護施設	※別表
34	対応することができる可能な疾患・治療内容	※別表
35	対応することができる短期滞在手術	※別表
36	専門外来の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
37	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
	健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
38	対応することができる予防接種	※別表
39	対応することができる在宅医療	※別表
40	対応することができる介護サービス	※別表
41	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金
42	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無
		地域連携クリティカルパスの有無
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	

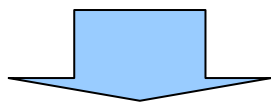
3. 医療の実績、結果に関する事項			
44	病院の人員配置	医療従事者の人数	※別表
		外来患者を担当する医療従事者の人数	※別表
		入院患者を担当する医療従事者の人数	※別表
45	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置
46	法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全についての相談窓口設置の有無	
		医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		医療事故情報収集等事業への参加の有無	
47	法令上の義務以外の院内感染対策	院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	
48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		
49	診療情報管理体制	オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	
		ICDコードの利用の有無	
		電子カルテシステムの導入の有無	
		診療録管理専任従事者の有無及び人数	
50	情報開示に関する窓口の有無		
51	症例検討体制	臨床病理検討会の有無	
		予後不良症例に関する院内検討体制の有無	
52	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析の有無	
		死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果の提供の有無	
53	患者数	病床種別ごとの患者数	前年度の1日平均患者数
		外来患者の数	前年度の1日平均患者数
		在宅患者の数	前年度の1日平均患者数
54	平均在院日数		前年度の日数
55	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		

他の社会保障制度における情報提供制度の例②（介護）

介護サービス情報の公表制度の主旨

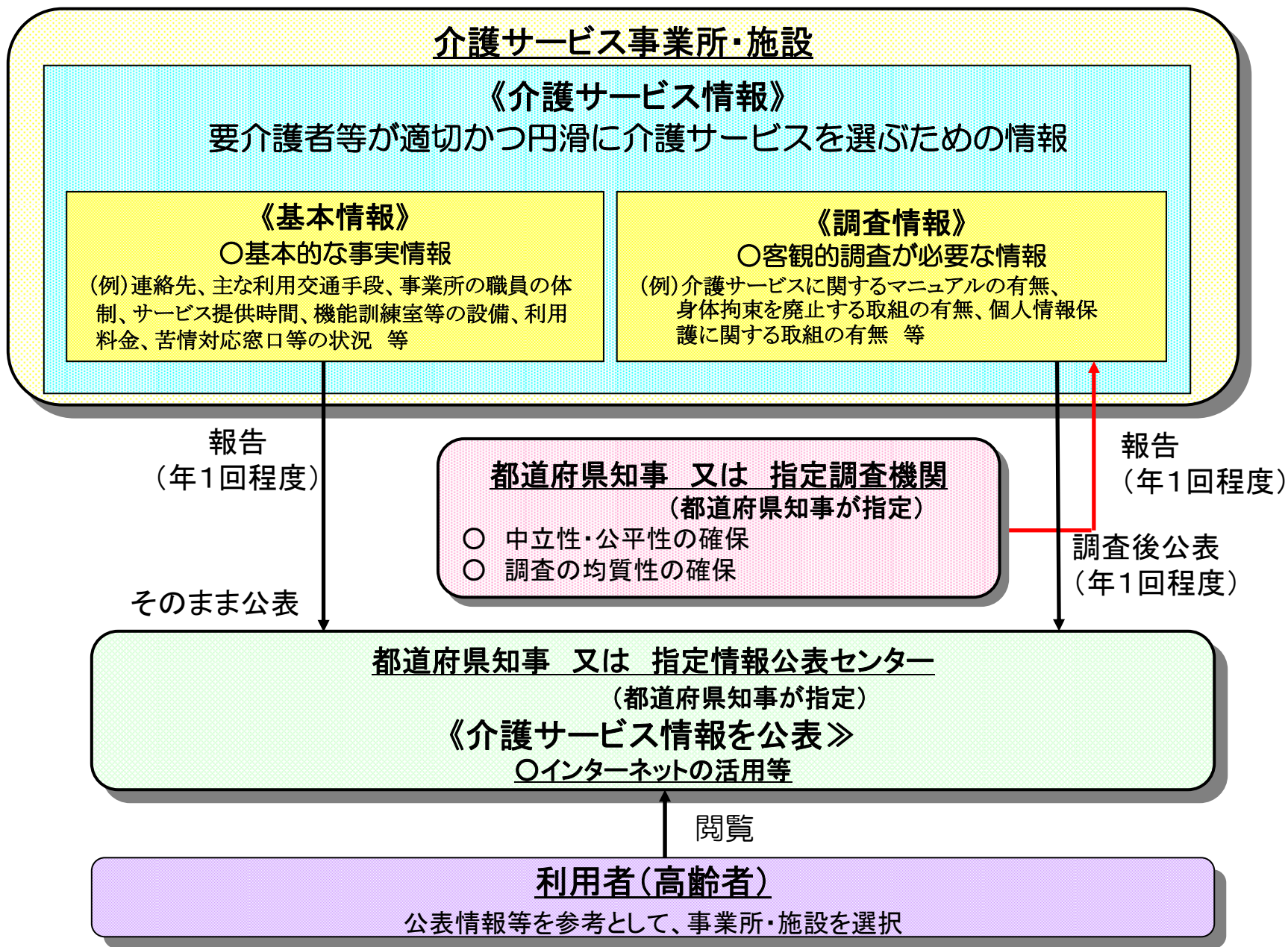
【介護サービス情報の公表の制度とは】

- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み
- ※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。
- ※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援



- ・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。
- ・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み



介護サービス情報の公表事項① 【報告事項】

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
 - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人等の設立年月日
 - ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
 - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 介護保険事業所番号
 - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
 - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
 - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
 - ヘ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従事者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
 - イ 職種別の従業者の数
 - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
 - ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
 - ニ 従業者の健康診断の実施状況
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
 - イ 事業所等の運営に関する方針
 - ロ 当該報告に係る介護サービスの内容等
 - ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
 - ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）、入所者等（入所者又はその家族をいう。以下同じ。）又は入院患者等（入院患者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ヘ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
 - ト 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - チ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

介護サービス情報の公表事項② 【調査事項】（抄）

第一 介護サービスの内容に関する事項

- 一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 共通事項（（3）については福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を、（4）については居宅介護支援を除く。）
 - （1） 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （2） 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
 - （3） 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （4） 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
- ロ～ニ （略）

二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

- イ 共通事項
 - （1） 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
 - （2） 利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
- ロ～ワ （略）

三 相談、苦情等の対応のために講じている措置

- 共通事項
 - 相談、苦情等の対応のための取組の状況

四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

- イ 共通事項（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
 - （1） 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
 - （2） 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
- ロ （略）

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 共通事項

((1) については訪問介護 (中略) に限る。)

(1) 介護支援専門員等との連携の状況

(2) 主治の医師等との連携の状況

(3) 地域包括支援センターとの連携の状況

ロ～ヌ (略)

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

共通事項

(1) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況

(2) 計画的な事業運営のための取組の状況

(3) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況

(4) 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

共通事項 ((3) については、訪問介護 (中略) に限る。)

(1) 事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況

(2) 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

(3) 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

共通事項

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

共通事項

(1) 個人情報の保護の確保のための取組の状況

(2) 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

共通事項

(1) 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況

(2) 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況

(3) 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

社会福祉事業の評価に関する枠組み

○ 社会福祉事業については、社会福祉法により、サービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課せられている。

◎ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

保育所の自己評価に関する枠組み

○ 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課せられている。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第四章 保育の計画及び評価

2. 保育の内容の自己評価

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

○ 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。（平成16年5月7日）

さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として発出。

○ 推進体制

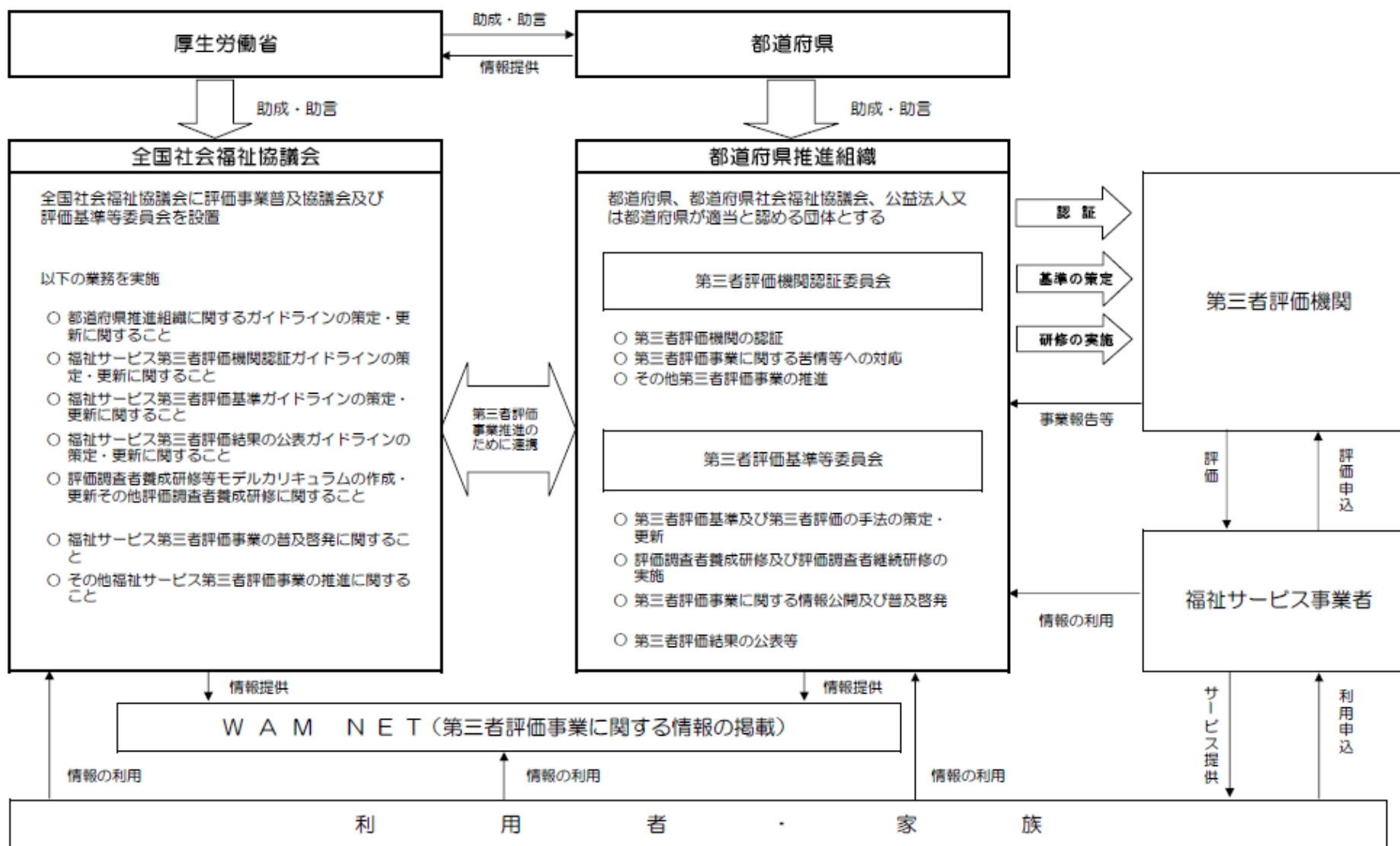
【全国の推進組織】

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

	受審件数			受審率		
	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
社会福祉施設等	1,766	2,155	3,048	1.87%	2.24%	3.17%
うち保育所	529	650	977	2.34%	2.86%	4.28%

※ 受審率について、各年10月1日時点の施設数を基に算出(平成19年度は集計中のため、平成18年度の施設数を使用。)

他の社会保障制度における第三者評価の例（介護の一部サービス）

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価制度について

1 サービス評価制度

(1) サービス評価の義務づけ

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、指定基準上、自己評価及び外部評価が義務づけられている。

① 自己評価

少なくとも年に1回は、都道府県の定める基準に基づいて、自らサービスの質の評価【自己評価】を行い、その結果を公開する。初回の自己評価は、開設後、概ね6月以上経過後に実施する。

② 外部評価

自己評価と同様に少なくとも年に1回は、各都道府県が選定した評価機関が実施するサービス評価【外部評価】を受けその結果を公開する。

(参考) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第34号)

(第72条第2項) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(第97条第7項) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(2) 評価結果の公表

自己評価及び外部評価の結果について、事業所の組織、建物、利用料、利用者数等とともに公表する。

(評価結果の公表方法)

- ・ 利用申し込みの際の重要事項説明書に添付
- ・ 事業所内での掲示
- ・ 入居者家族への送付
- ・ 市町村への提出
- ・ 運営推進会議での説明
- ・ インターネット(WAMNET)による公開

2 外部評価の概要

(1) 外部評価の意義

外部評価は、第三者による外部評価の結果と、自己評価の結果を対比し考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行う。これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図る。

(2) 頻度

原則、年1回

(3) 評価機関

公正中立な立場で評価を行うことができる機関として、都道府県が選定した法人(自ら評価対象の介護サービスを設置・運営していないこと等が要件)。全都道府県に評価機関が設置されており、平成19年12月末現在で295機関。

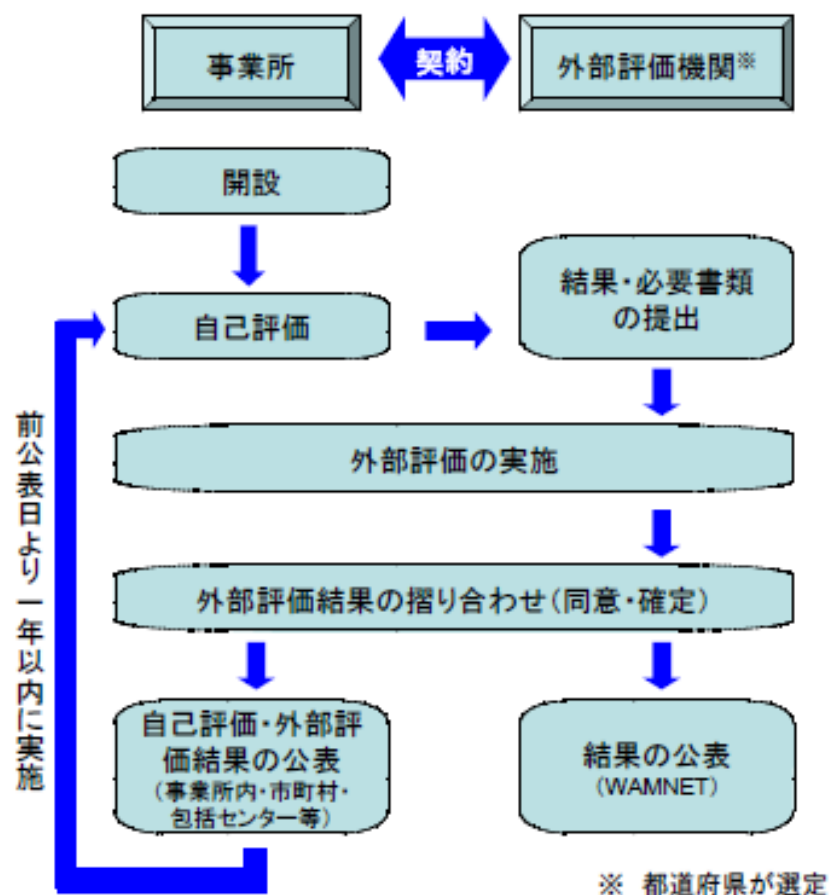
(4) 評価調査員

第三者としての客観的な立場から外部評価を行うことができる者であって、評価機関が実施する所定の研修(講義3日、実習1日)を修了した者。

(5) 評価項目(中項目)

理念の共有／地域との支えあい／理念を実践するための制度の理解と活用
／理念を実践するための体制／人材の育成と支援
／相談から利用に至るまでの関係づくりとその対応
／新たな関係づくりとこれまでの関係継続への支援／一人ひとりの把握
／本人がより良く暮らし続けるための介護計画の作成と見直し
／多機能性を活かした柔軟な支援
／本人がより良く暮らし続けるための地域資源との協働
／その人らしい暮らしの支援／その人らしい暮らしを支える生活環境づくり

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス評価の流れ



- ※ 評価の頻度：前評価日より1年以内に実施及び公表
(新規開設の場合、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を実施し、その後外部評価を実施)

検討の視点

- 市町村においては、法で義務付けられている地域の子育て支援事業に関する情報提供の取組として、広報、パンフレット、ホームページ、マップ作成等に取り組んでいるが、乳児全戸家庭訪問事業や乳幼児健診、母親学級等の機会や、地域子育て支援拠点事業等を通じ、すべての子育て家庭に、早期に、市町村内の子育て支援の取組が概観できる解りやすい情報が着実に提供される取組を一層促していくことが重要ではないか。
- また、その上で、子育て中の家庭が、地域の各種子育て支援事業に関する情報を、必要な時に、容易に入手できる環境整備について、子育て支援のコーディネートの一環としての検討と併せ、進めていくべきではないか。
- 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、
 - ・ 事業者自身による情報公表の仕組み
 - ・ 公的主体が、事業者からの情報を集約し、一括して客観的に解りやすく情報提供する仕組みの制度的な位置付けや内容をどう考えるか。
　　<制度として検討すべき内容>
　　実施主体／公的主体による情報集約の仕組み(事業者の報告義務等)／情報提供(公表)の方法／提供する情報の内容／対象とするサービスの範囲
- ※ 他の社会保障制度の例では、
 - ・ 医療においては、事業者自身による公表に加え、事業者からの報告に基づき都道府県が情報を集約しインターネット等により情報提供
 - ・ 介護においては、事業者自身による公表に加え、事業者からの報告に基づき都道府県（又は指定情報公表センター）が情報を集約（一定の情報については都道府県（又は指定調査機関）が調査）し、インターネット等により情報提供
- ※ また、対応可能なサービスの詳細（医療）や、従事者の勤務形態・労働時間や業務経験年数、サービスの質の確保のための取組や、従業者に対する計画的な研修等の実施状況（介護）など、サービス内容や質の向上に関する幅広い内容について、情報提供の対象としている。

- 第三者評価については、個々の事業者が、サービス提供における問題点を把握し、質の向上を図っていくために重要な仕組みであり、また、評価結果の公表等により、利用者の適切なサービス選択に資するものとしても、一層の充実を図ることが望まれるが、保育所における第三者評価のあり方、受審の促進方策についてどう考えるか。
- ※ 他の社会保障制度の例では、医療・介護全般は特段、第三者評価の義務付けはなされていないが、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)及び小規模多機能型居宅介護(いずれも認知症の要介護者を対象)については自己評価・外部評価が義務づけられている。
- ※ また、医療・介護では、情報提供(情報公表)が義務づけられる項目の一つとして、第三者評価の受審の有無が位置づけられている。